令和４年４月1日現在

**特別養護老人ホームたんねの里　サービス利用料金兼同意書**

**１．介護保険制度の利用者負担について**

利用者負担＝介護費用の１割もしくは２割もしくは３割＋居住費＋食費＋日常生活費

**２．施設利用料**

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

①施設利用料金

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | １日あたりの自己負担額 | | | １ヶ月（３０日）あたりの自己負担額 | | |
| １割 | ２割 | ３割 | １割 | ２割 | ３割 |
| 要介護度１ | 662円 | 1,324円 | 1,986円 | 19,860円 | 39,720円 | 59,580円 |
| 要介護度２ | 731円 | 1,462円 | 2,193円 | 21,930円 | 43,860円 | 65,790円 |
| 要介護度３ | 804円 | 1,608円 | 2,412円 | 24,120円 | 48,240円 | 72,360円 |
| 要介護度４ | 875円 | 1,750円 | 2,625円 | 26,250円 | 52,500円 | 78,750円 |
| 要介護度５ | 943円 | 1,886円 | 2,829円 | 28,290円 | 56,580円 | 84,870円 |

②その他加算される料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 内容 | 加算額 | | |
| １割 | ２割 | ３割 |
| 科学的介護推進  体制加算（Ⅱ） | LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価し、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、LIFE によって厚労省に提出すること。LIFE のフィードバックを、必要に応じて施設サービス計画を見直す等によって活用した場合 | 1月あたり  50円 | 1月あたり  100円 | 1月あたり  150円 |
| 栄養マネジメント  強化加算 | 管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合 | 1日あたり  11円 | 1日あたり  22円 | 1日あたり  33円 |
| 安全対策体制加算 | 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策分門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合 | 入所時に1回のみ加算されます。 | | |
| 20円 | 40円 | 60円 |
| 看護体制加算（Ⅰ） | 常勤の看護師が１名以上配置されている場合 | 1日あたり  12円 | 1日あたり  24円 | 1日あたり  36円 |
| 看護体制加算（Ⅱ） | 看護職員が、最低基準を１人以上上回る場合 | 1日あたり  23円 | 1日あたり  46円 | 1日あたり  69円 |
| 日常生活継続支援加算（Ⅱ） | 要介護4･5の者が70 %以上,認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が15％以上であることかつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合 | 1日あたり  46円 | 1日あたり  92円 | 1日あたり  138円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 介護職員の賃金の改善を行う為、キャリアパス要件を満たしているものとして、都道府県知事に届け出をし、サービスを行っている場合 | 施設利用料＋各種加算の合計金額の8.3％分 | | |
| 介護職員等特定処遇  改善加算（Ⅰ） | 経験・技能のある介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出をし、サービスを行っている場合 | 施設利用料+各種加算の合計金額の2.7％分 | | |
| 初期加算 | 新規入所及び１ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、３０日間加算 | 1日あたり  30円 | 1日あたり  60円 | １日あたり  90円 |
| 入院・外泊時加算 | 入院・外泊当日と帰園日を除く６日間加算 | 1日あたり  246円 | 1日あたり  492円 | 1日あたり  738円 |
| 療養食加算  （※１） | 主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合 | 1食あたり  ６円 | 1食あたり  １２円 | 1食あたり  18円 |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ） | 口腔衛生の管理体制を準備し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行う、また、相談等に必要に応じ対応すること。入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合 | 1月あたり  110円 | 1月あたり  220円 | 1月あたり  330円 |
| 看取り介護加算（Ⅰ）  （※２） | 看取り介護の体制を整えており、医師が終末期にあると判断した入居者について、職員が協働して本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 | 死亡日以前31日～45日（15日間） | | |
| 1日あたり  72円 | 1日あたり  144円 | 1日あたり  216円 |
| 死亡日以前4日～30日（27日間） | | |
| 1日あたり  144円 | 1日あたり  288円 | 1日あたり  432円 |
| 死亡日の前日・前々日（2日間） | | |
| 1日あたり  680円 | 1日あたり  1,380円 | 1日あたり  2,040円 |
| 死亡日（1日） | | |
| 1,280円 | 2,560円 | 3,840円 |

※１　療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

※２　看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

③居住費および食費

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | | 区分 | 居住費 | | 食費 | |
| １日あたり | １ヶ月あたり | １日あたり | １ヶ月あたり |
| 生活保護受給者 | | 第１段階 | ８２０円 | ２４,６００円 | ３００円 | ９,０００円 |
| 世帯全員が市町  村民税非課税者 | 老齢福祉年金受給者 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下の方 | 第２段階 ※１ | ３９０円 | １１,７００円 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方 | 第３段階①※２ | １,３１０円 | ３９,３００円 | ６５０円 | １９,５００円 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が120万円を超える方 | 第３段階②※３ | １,３１０円 | ３９,３００円 | １,３６０円 | ４０,８００円 |
| 上記以外の方（住民税課税世帯の方） | | 第４段階 | ２,００６円 | ６０,１８０円 | １,４４５円 | ４３,３５０円 |

※１　預貯金等が単身で650万円、夫婦世帯で1,650万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

※２　預貯金等が単身で550万円、夫婦世帯で1,550万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

※３　預貯金等が単身で500万円、夫婦世帯で1,500万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

**３．高額介護サービス費**

（介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 負担の上限額（月額） |
| 課税所得６９０万円（年収約１,１６０万円）以上 | | １４０,１００円（世帯） |
| 課税所得３８０万円（年収約７７０万円）～課税所得６９０万円（年収約１,１６０万円）未満 | | ９３,０００円（世帯） |
| 市町村民税～課税所得３８０万円（年収約７７０万円）未満 | | ４４,４００円（世帯） |
| 世帯の全員が市町村民税非課税 | | ２４,６００円（世帯） |
|  | 前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円以下の方等 | ２４,６００円（世帯）  １５,０００円（個人） |
| 生活保護を受給している方等 | | １５,０００円（個人） |

**４．電気料金**

持ち込まれた以下の電化製品に関しては、入居日の月からご負担していただきます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 電化製品 | テレビ | あんか | 冷蔵庫 | 電気毛布 |
| 電気料金 | ２００円／月 | ２００円／月 | ４００円／月 | ３００円／月 |

**５．入院・外泊時の居住費**

　７日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用をご負担していただきます。

（入院・外泊された場合、６日目までは「２．利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。）

**６．その他**

　１）医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担になります。

２）介護用品にかかる費用は施設サービス費に含まれています。

　３）経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。

　４）加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明致します。